



2019年2月21日  
アジアインターネット日本連盟

## 「ダウンロード違法化の対象範囲の見直し」 に対する意見

現代においてインターネットは、著作物を含むさまざまな情報の流通に貢献している。そしてインターネットは情報の流通という役割を通じ、人々の表現の自由の実現を支えるインフラとしての重要な役割を果たし、革新的なビジネスや産業・文化の健全な発展・成長に寄与してきた。

インターネットがこのような役割を果たし得るのは、インターネットそのものが著作物を含む情報を自由に流通させることができる環境下にあることが前提となっている。一方、インターネットという手段を通じて産業・文化が発展していくためには、より豊かな著作物が創られることも不可欠であり、その創造を阻害するような違法著作物等の流通を止めていくこともまた重要である。そのため、インターネット上の情報流通そのものに強く影響するような法規制については、産業・文化の発展という観点から極めて慎重にバランスを取るよう考慮されなければならない。

今回、ダウンロード違法化の対象範囲を音楽・映像から著作物全般へ拡大することが検討されているが、同時に国民が既に広く一般的に行っている行為に過度な萎縮効果を及ぼすものではないかという強い懸念が様々な立場から表明されており、その点を十分に検証しつつ制度設計をすべきである。

もともと権利者の利益を不当に侵害する悪質な行為として対策が求められていたものは、無断複製された有償の書籍（漫画・雑誌・文庫等の出版物）をダウンロードする行為であり、それ以外の著作物のダウンロードに規制を及ぼすべき立法事実は何ら示されていない。喫緊の課題とされていないものについては、著作物を違法にアップロードする側の責任を問う実効性のある制度等の検討や、著作権制度への国民の意識向上を目指した教育・啓発活動の実施なども含め、様々な角度から、学識者、権利者、インターネット事業者のみならず、利用者を含むあらゆるステークホルダーの連携の下、継続的に議論を行うべきである。

また、仮に立法化を進めるとしても、別紙記載のような個人の様々な活動に関する実社会上の不都合が生じないように、規制対象を深刻な被害を軽減するものに限定すべく、少なくとも、民事的規制・刑事罰ともに、「原作のまま」、「著作権者の利益が不当に害される場合に限る」との要件を定めることが必要であり、刑事罰についてはさらに悪質な行為に限定すべきである。現在日常的に行われている行為も広く違法となることのないようにするためには、主観的要件や常習性という限定の仕方では不十分である。

以上

ダウンロード違法化の対象範囲の見直しにより想定し得る萎縮効果等

1. 創作活動等に対する萎縮効果等

- ・作家・漫画家等が創作の前段階として資料収集目的で合法・違法を問わずメモとして情報を記録・保存することが日常的に行われているが、こうした行為が違法になる可能性があり、新たな創作活動が萎縮される
- ・コラージュ作品を創作する目的で、インターネット上にアップロードされた雑誌や新聞記事等をダウンロードすることが違法になる可能性があり、新たな創作活動が萎縮される
- ・オマージュやパロディ、二次創作等によって作成された作品をダウンロードすることが違法になる可能性があり、コンテンツの活発な流通が阻害される
- ・新たなビジネスを企画立案する前段階で行う資料収集目的で、合法・違法を問わずメモとして記録・保存することが日常的に行われているが、こうした行為が違法になる可能性があり、新たなビジネス開発が阻害される

2. 研究活動・証拠収集等に対する萎縮効果等

- ・論文等を作成するために資料収集目的で合法・違法を問わずメモとして記録・保存することが日常的に行われているが、こうした行為が違法になる可能性があり、新たな研究活動が萎縮される
- ・裁判所によって著作権侵害と判断された事例を研究するために、当該著作物を資料収集目的で記録・保存することが違法になる可能性があり、著作権法に関する新たな研究活動が萎縮される
- ・フェイクニュースや時事問題等の検証のために SNS 等にアップロードされた新聞の切抜きや TV 画面の撮影画像を保存することが違法になる可能性があり、このような行為が萎縮される
- ・著作権侵害や名誉毀損等が疑われる投稿を発見した場合に、そこに第三者の著作権を侵害する内容が含まれていると、告発等に備えてその情報を保全することが困難になる

3. 日常的な SNS 等の利用に対する萎縮効果等

- ・SNS の書き込みに重要な情報が存在する場合に、たまたま当該ユーザーのアイコンが漫画のキャラクターなどが無断で使用されているものであるとスクリーンショット等でそのページを保存することが困難になる
- ・インターネットの画像検索でヒットした動物や風景の写真、お気に入りのアニメキャラクター等を合法・違法を問わずダウンロードしたり携帯電話や PC の壁紙にすることは日常的に行われているが、こうした行為が困難になる
- ・ゲームアプリの「ガチャ」で珍しい抽選結果が出たので、記念にスクリーンショットを撮って SNS に投稿することが日常的に行われているが、これを別のユーザーが保存する行為が困難になる
- ・コミックマーケット等の業界において、二次創作した作者がイベント前に SNS 等で作品画像を投稿して告知することが日常的に行われているが、購入する前

- のユーザーが現地での商品を購入する際の参考にするために画像をダウンロードすることが違法になる可能性があり、コンテンツの活発な流通が阻害される
- ウェブクリッピングのように、後でじっくり読むためにその時点では内容を吟味しないままひとまず記録・保存することが違法になる可能性があり、このような行為が困難になる